

平成29年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成29年9月12日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		一般質問		
第 3	報告第 7号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告	
第 4	認 第 4号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託 生活環境付託	
第 5	議案第 5 4号	平成28年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		
第 6	議案第 5 5号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		
第 7	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 即 決 即 決 即 決 即 決 即 決 （一 括） 即 決	
第 8	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について		
第 9	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について		
第10	諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について		
第11	諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について		
第12	議案第 4 9号	公平委員会委員の選任の同意について		
第13	議案第 5 0号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について		
第14	議案第 5 1号	教育委員会委員の任命の同意について		
第15	議案第 5 2号	大竹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について		総務文教付託 （一 括） 総務文教付託
第16	議案第 5 3号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の一部改正について		
第17	議案第 5 6号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 （一 括） 生活環境付託	
第18	議案第 5 7号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）		
第19	平成29年陳情第2号	小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情	生活環境付託	
第20	平成29年請願第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教付託	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 7号（報告・説明）

- 日程第 4 認第4号から日程第6 議案第55号 (説明・付託)
- 日程第 7 諮問第1号から日程第14 議案第51号 (説明・表決)
- 日程第15 議案第52号から日程第16 議案第53号 (説明・付託)
- 日程第17 議案第56号から日程第18 議案第57号 (説明・付託)
- 日程第19 平成29年陳情第2号 (説明・付託)
- 日程第20 平成29年請願第2号 (説明・付託)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石泰
総	務部長	政岡修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建	設部長	坪浦伸泰
上	下水道局長	吉岡和範
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
総務課危機管理監		吉村隆宏
企	画財政課長	三原尚美
市	民税務課長	池田宗吾
環	境整備課長	田中英徳
福	祉課長	金子しのぶ
保	健医療課長	野島等
監	理課長	豊原学
土	木課長	山本茂広
都	市計画課長	中司和彦
上	下水道局業務課長	北林繁喜
総	務学事課長	真鍋和聡

監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

黒 田 孝 士
吉 田 茂 文

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、和田芳弘議員、7番、大井 渉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

9月11日の一般質問を継続いたします。

4番、北地範久議員。

〔4番 北地範久議員 登壇〕

○4番（北地範久） おはようございます。大竹新公会の北地でございます。

議会に送り出していただき、はや2年がたちました。まだまだ力不足ではございますが、これからも頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は保育所と健康について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、保育所の再編と保育サービスについて伺います。

大竹市第5次総合計画も平成23年度から10年間の計画としてスタートし、平成28年度からは後期基本計画として事業が進められてまいりました。本年29年度も約半期が過ぎ、これから計画が順調に実施されることを望むばかりでございます。今回は、市長が常日ごろから言われているおおたけっ子を大切にする、また大竹市総合戦略の基本的事項でもある、子育てしやすい環境の整備という観点から質問させていただきます。

教育の拠点である、教育環境において統廃合も進み、施設改善において大竹小学校の新築に始まり、このたび玖波小学校が新築されたことで全ての学校が耐震構造となり、すばらしい教育施設が整ったことは大いに評価したいところであります。今後は児童への教育について充実した成果が上げられるよう期待するものでございます。

このように小学校・中学校などの教育施設の環境については、一応の対応でできたわけでございますが、幼児の子育てについての環境整備、とりわけ公立保育所の再編、施設整備の面においてこれからというように私個人としては認識しております。この再編については、平成15年4月に児童福祉施設再編の基本計画及び公立児童福祉施設の民営化についてなどの基本方針が策定され、その基本方針の中では将来的には全ての保育所の民営化の方向が打ち出されました。しかしながら、その後、少子化、核家族の進行、女性の社会参

加の増加などに加え、経済環境の悪化などから子育てに対する不安や、負担感がふえる中、公立・民間の保育所がそれぞれの特徴を生かし、機能、役割を分担し、効果的・効率的な保育を展開するという観点から、公立も残すということでの変更となりました。さまざまな検討の結果、現在では7カ所あった公立保育所は4カ所となり、さかえ保育所は民設・民営の保育所に移行されました。その後、公立保育所の再編、施設整備については、平成27年5月に「大竹市公立保育所等の今後のあり方」を公表されるなど検討はされているのですが、具体的な取り組みが見えてきていません。その方向づけがなされないことから、職員採用や体制づくり、正規職員に対する臨時職員の増、施設の老朽化など課題を懸念される声が聞こえてまいります。これらの検討に時間がかかっているようですが、進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、「大竹市公立保育所等の今後のあり方」には、公立保育所が市の保育事業において中心的な役割を担うとともに、市の目指す「子育てをしてみたいまち・おおたけ」の実現のため子育て支援の基幹施設として主体的かつ積極的な保育行政を展開することが重要とうたわれています。総合戦略での目標にも子育てしやすい環境の整備の取り組み方針として、乳児保育や延長保育などの保育内容を充実するとともに、児童福祉施設の適切な配置について検討するともうたわれております。このような、方向、目標を掲げる中で、民間と公立の保育サービスについて比較してみると、12月29日、30日の年末保育については、民間と公立を合わせても公立の立戸保育所のみで実施されているものの、19時あるいは19時15分までの延長保育は民間では実施されていますが、公立保育所では実施されていません。また、一時保育やゼロ歳児保育は民間では実施されていますが、公立では一部の保育所のみでございます。土曜日保育も民間と立戸保育所が18時まででございますが、他の保育所は15時までとなっています。このように、公立と民間との保育サービスにかなりの差があるように思われます。先ほど申したような、方向、目標を掲げる以上、公立保育所としてせめて民間並み、それ以上の保育サービスをするべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

続きまして、健康要望に関連して質問させていただきます。

市の国民健康保険の概要を見ますと、医療費の額は平成23年度の約30億円から、平成27年度においては約32億円と2億円の増となっており、今後も伸びる傾向にあると言われております。医療費を抑制するために市では健康づくり推進事業として、健康手帳の配布、健康相談、訪問指導などの健康増進事業や、がん検診や健康診査、糖尿病対策推進事業、特定健康診査事業などの早期発見や、皆さんが病気にならないようにと施策が講じられています。しかしながら、現状としては先ほど申したように、医療費は上昇の傾向にあります。

病院に行って検診を受け、我々のような年代になると成人病、今では生活習慣病と言いますが、動脈硬化や高血圧、心筋梗塞、糖尿病などと宣告されたり、肝機能、中性脂肪など数値の高い予備軍になる確率は非常に高いものとなっています。お医者さんにどうしたらいいのか聞くと、軽い運動から始めましょうと言われてます。どんな運動がいいのですかと聞くと、歩くことから始めましょうと言われてます。こう言われた方はたくさんいるので

はないでしょうか。

先日、さかえ公園の整備が完成したということで見に行きました。芝生広場では若い夫婦がお子さんを連れて遊具で遊び、多目的広場ではグラウンドゴルフで地域の方たちが楽しんでいました。見晴らしもよく大型遊具や健康遊具なども設置され、すばらしい公園に再生されていました。また、公園の外周沿いにウォーキングコースとして周回道路が整備され、ショートコース、ロングコースの路面距離表示があり、新しいこともあり、ここなら夕方でも歩いてみようかという気持ちになりました。言うまでもなく皆さんも御承知のとおり、小瀬川沿いや玖波青木線、中市立戸線などほかの道路もたくさんございますけども、たくさんの方が歩いている姿をよく見かけます。大竹市の医療費削減に貢献していただいていると感謝の念を抱くものです。このような人がまだまだふえ、医療費削減に効果が出るよう個人としても努力することも必要ではないかと思えます。

以前ですが、市には歩いて健康になろうという目的のヘルスロード計画があり、幾つかのルートが設定されました。先ほどの、さかえ公園や小瀬川沿いや玖波青木線なども含め、これらのルートに休憩施設や距離表示などが整備され、歩く人も目標を持って楽しく歩くことができるようになり、利用者もふえてまいりました。しかしながら、時間とともに休憩施設も老朽化し、路面表示や距離表示もなくなってまいりました。このような状況の中、先ほども申し上げましたが、さかえ公園が再生され、公園整備とあわせて1つのコースが復活いたしました。また、栄橋が完成し、長年かかった小瀬川沿いのルートも中市堰から栄橋まで和木町を回るルートがやっと栄橋につながるよう完成に向け整備が進められています。栄橋につながるまで後少しの計画ですが、この計画はどのようなになっているのか、国の事業ではありますが、情報があればお教えください。

健康予防、医療費削減の観点からもこれらのルート以外の他のルートにおいても、目標を持ち、楽しみながら安心して歩けるよう、少しずつでも再生復活させ、活用することで市民の健康を守ればと思います。

また、ウォークラリーなどの健康関連イベントなどを行うことによって、歩くことの効果の認識を高め、市民を健康に誘導するなど、健康予防のためのソフト事業や施設整備についてのお考えをお伺いいたします。

以上、保育所、健康予防についての質問をさせていただきました。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私も雨の日以外、毎朝約30分歩くことを心がけております。自分自身の経験で歩くことは、心に、そして体に大変効果があると実感しております。議員と同じように歩くたびに、町なかで多くの方々が歩いていらっしゃいます。昨今の健康意識の高まりを実感するわけでございます。歩かれる方が楽しく、またこれから始めようと思われる方が始めるきっかけづくり、そういう意味でソフト施策を含めて、取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、北地議員の御質問にお答えいたします。

まず、公立保育所の再編と保育サービスの向上についてでございます。

本市の保育所行政につきましては、平成27年5月20日に開催の生活環境委員協議会において御説明した「大竹市公立保育所等の今後のあり方」の中で公立保育所の一定規模の機能、役割を今後も維持していくという方向性を打ち出しており、市民の皆様にも市広報などを通じてお知らせいたしました。現在は、公立保育所などの再編に関する基本的な考え方をまとめた基本方針の策定に向けて素案の検討作業を進めているところであり、今年度中には議員の皆様にもお示ししたいと考えております。

次に、公立保育所と民間保育所の保育サービスの違いについてですが、議員の御指摘にありましたように、公立保育所の開所時間につきましては、民間保育所と比較すると若干短く、また一時預かり保育やゼロ歳児保育につきましては、公立の全ての保育所で実施しているわけではありません。これまで、通常の保育時間やゼロ歳児保育のほか、一時預かり保育、病児・病後児保育といった通常の保育以外のサービスの供給量については、公立保育所と民間保育所とをあわせた市全体としての量に不足はないものと認識しておりますが、女性の社会進出が加速する中、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、多様な保育サービスに対するニーズも今後増加する可能性があると考えております。その一方で、現在の公立保育所において、保育サービスのさらなる充実のためには保育士の増員が必要となりますが、ここ数年、国全体の深刻な問題として働き手が不足しており、本市においても例外ではなく、保育士の確保が困難な状況となっております。公立保育所等の再編に当たりましては効果的・効率的な保育所運営の実現の視点を持ちながら、保育士の適正配置に努め、再編後の施設において多様な保育サービスを提供できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の医療費削減に向けたヘルスロードの再生の状況についてでございます。

本市では我がまちプランにおいて、生涯元氣な心と体づくりを重点取り組み施策と位置づけており、健康意識を高め、予防、健康づくりに力を入れた施策を、大竹市健康増進計画に沿って進めております。この施策を進める先には、医療費の削減にも期待しているところでございます。

さて、日々の生活に運動を取り入れることは身体機能の維持・向上だけでなく、ストレスの解消にも効果があり、心身の健康づくりを進めていく上で必要なものと認識しています。また、高齢者にとりましては、日常生活においてできるだけ自分のことは自分でできる体づくりをするために、運動することが介護予防につながるものと考えます。中でも、ウォーキングは健康増進や生活習慣病予防への運動強度も適切であり、取り組みやすい運動の1つです。今年度実施しました、健康づくり・食育に関する意識調査では約5割の方が健康維持・増進のための運動をしており、さらにその約5割の方がウォーキングや散歩を行っているという結果が出ております。このことからウォーキングは市民の皆様にとって取り組みやすい運動であることが伺えます。

ヘルスロードはウォーキングなどにより、市民の健康の維持や増進のためのハード事業として平成6年から7年度にかけて市道や公有地を利用して路面への距離表示や休憩所などの整備を行いました。既に20年が経過していることから、これまでに休憩所として活用

していたあずまや等の施設を修繕する一方で、老朽化により撤去した施設もございます。また、さかえ公園の再生により、部分的にリニューアルしたヘルスロードもございます。今後も、ヘルスロードにある施設の点検を行い、適切な維持・修繕を行ってまいりたいと考えます。また、ヘルスロードとは異なりますが、ウォーキングのできる施設としては、晴海臨海公園内に遊歩道を整備する計画があります。今年度から着手しております第2期整備工事において、健康遊具とともに段階的に整備していきます。

小瀬川の遊歩道整備の進捗状況は、昨年度に続き、国土交通省が秋以降に工事を発注する予定ですが、栄橋の仮橋部分の整備が残っており、遊歩道の完成には数年かかる見込みと伺っています。

現在、市ではさまざまな運動教室の実施や、自主グループへの講師派遣などにより、市民の皆様の健康づくりを推進しています。運動の強度を対象別に設定した教室も用意していますので足腰の弱い方から、元気に歩くことができる方まで対応できます。これらの教室により、より多くの市民の皆様が継続的に運動をしたくなるような意識を高め、ヘルスロードを初め、さまざまな運動施設を身近に感じていただけるように取り組んでいきます。今後もウォーキング教室等を開催し、普及に広がりを持たせるとともに、ヘルスロードや遊歩道などを利用しての教室なども検討しながら、市民の皆様の健康意識を高めてまいりたいと考えています。

以上で、北地議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） 御答弁ありがとうございました。

公立保育所の再編につきましては、今年度中に示されるということですが、保育サービスその他もその中で検討されるということのようですが、スピード感をもった対応をお願いしたいと思います。素案が今年度中に示されるということですが、今後の進め方、これはどのようになっているのでしょうか。また、再編に当たりまして、その他の子育て支援施設である子育て支援センター、あるいは認定こども園などに対するお考えがもしあれば、どのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 保育所の再編について、今後の進め方という御質問であったと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、今、持っております基本方針の素案をまとめまして、市議会において御説明が終わりましたら、その後は保護者に対する説明、またパブリックコメントを経てそれぞれからいただきました御意見をもとに、素案の修正を行ってまいりたいと思っております。そして、最後に、大竹市子ども・子育て会議に対しまして基本方針案として諮問し、同会議から答申を受けまして基本方針を策定したいと考えております。その後につきましては、具体的な施設整備計画の策定に着手する予定でございます。

また、ほかの子育て施設等の計画はどうかという御質問でございますけれども、再編に伴いまして、現在の多種多様な保育サービスに答えられますように、子育て施設につきましても再編計画の中には考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） ありがとうございます。いろいろな素案を今年度中にまとめて、いろいろな委員会とか、そういったところに諮るといってございましてけども、全てが完了するといえますか、どのくらいにおいてこの基本計画ができるのか、その辺のエンドの計画というのはございますでしょうか。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） この基本方針でございます。平成27年5月にお示しました、「公立保育所の今後のあり方」の中に書かれております方向性を具体化した施設の整備、再編整備計画を立てるといふふうになっておるわけですが、この基本方針というのは具体的にどのような方針に基づいて、施設の再編、あるいは財源、その辺をどうするかという基本方針をまず定めるものでございます。そこから具体的な再編整備計画ができますので、それを考えますと、まず基本方針をしっかりとしていかなないとこの再編整備計画というのはできないと思いますので、この基本方針部分について、30年中にすぐにまとまるかといったらなかなかまとまらない部分もあると思いますので、できれば30年度中にはまとめたいと思いますので、その後その再編整備計画をまたつくっていくことになる。今、じゃあいつまでにできますかというところについては難しい部分もあります。あわせて、先般、3月議会でも御質問ありましたけど、小方のまちづくりの計画の中にも子育て支援ゾーンというのがございますので、これも連携しながら整備計画をつくっていかなければいけませんので、今、具体的にいつまでできるかというのは、お答えしづらい部分があります。ただ、基本方針を定めたときには当然、いついつまでに整備していきますよという具体的な計画ができると思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） ありがとうございます。平成30年ごろまでには基本計画ができるであろうという感覚でこれを受けとめておきます。なかなか時間がかかるようでございますけども。人口の推移を見ますとなかなか人口減少がとまらないという状況にありまして、人口減少の歯どめを、定住政策を進める上でも総合戦略のとおり子育てしやすい環境の整備は重要な施策と思っております。

保育サービスについては、先ほどの市長の答弁にございましたけども、市全体としての量に不足はないというふうな答弁がございましたけども、冒頭で申し上げましたが、子育て支援の基幹施設として、主体的かつ積極的な保育行政を展開することが重要とうたわれております。公立保育所は保育行政や保育サービスの中心的立場にあるべきだと思っておりますので、このような保育サービスの拡充も含めて、職員採用や体制づくり、正規職員に対する臨時職員の増、施設の老朽化、子育て支援センターや認定こども園などの課題はたくさんあるとは思いますが、これらの課題を解決するためにも再編の方向性を早く出さないといけないと思っております。今回の公立保育所の再編の中でしっかり検討されることを期待して質問を終わります。次に移ります。

健康予防についてですけれども、ありがとうございます、市長さん。私としては積極的な御答弁をいただいたと解釈させていただいております。ヘルスロードの適切な維持管理をされるということなんで、建設部長さんよろしく申し上げます。

個人的には、距離表示や路面表示などから手がけていただければいいと思いますけども、路上にあるストーンアートとか、そういうのを絡めて整備をしていただければというふうにも思います。

それから、晴海公園の遊歩道、ヘルスロードとは異なるとのことでしたけども、新ルートとして、ヘルスロードの計画の中に組み入れていければいいのではないかというふうにも考えております。

また、小瀬川の歩道につきましても、秋以降整備にかかるということで、まだまだ数年かかるというようなお話でございましたが、早期完成に向けて国のほうにも要望のほう、よろしく願いいたします。

このような整備をすることで、皆さんが楽しく歩ける安全な道路行政の推進のほうも、よろしく願いいたします。

ソフト事業につきましても、いろいろな運動教室など健康づくりを推進されていることについて、担当課の皆さんの努力も評価したいと思っておりますが、ヘルスロードなどを利用した企画もぜひ、アウトドアでの企画をお願いしたいと思います。市民の皆様が楽しみながら健康づくりができるよう、お願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、6番、和田芳弘議員。

〔6番 和田芳弘議員 登壇〕

○6番（和田芳弘） 新公会、和田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、空き家対策についてお尋ねします。

平成28年9月30日に大竹市空き家対策協議会が設置され、年に三、四回のペースで協議を行っています。老朽化の激しい特定空き家には条例を策定して少しずつ解決していくものと思われまます。平成25年度、住宅土地統計調査によると大竹市の空き家は2,540戸で空き家率は17.9%、全国値を上回っていますが、また空き家のうち特に問題となる、その他に区分される空き家は1,220戸あり、高齢によって介護施設等に転移した場合や、親の死亡の後、放置されたままになる空き家が増加しているものと考えられます。

本市では平成28年11月から12月にかけて、郵送により空き家の所有者358件にアンケート調査を行っています。回収率は46.6%になっていますが、空き家の所有者の年代は60代が32.9%、70代29.3%、80代以上は14.4%と、60歳以上が約8割を占めています。空き家の登記名義と回答者の続柄について、本人が64.7%、次に父母が18%。その他になっています。登記名義人の現在の生存状況については、生存しているが37.8%、わからないが3.9%、既に亡くなっているが54.9%と約半数を占めています。

私が住んでいる、本町2丁目日本通商店街ですが、2000年、今から十七、八年前ですが、大和橋から大竹駅に向かって300メートルぐらいなんですけど、道の両サイドにお店が十七、八店舗営業していました。現在は5店舗になっております。時代の流れとはいえ、商店街

の機能は失っております。また、住居は38軒ありますが、現在、空き家は5軒、そのうち1軒は特定空き家でございます。近い将来空き家になるであろう家が9軒ぐらいになると思われます。実に、本通りの両サイドだけで4分の1近くが空き家になると予想されます。

今後、団塊の世代の高齢化が進み、子供がいても別に家を建てている、また県外に住んでいるなど家を相続しても空き家としてそのまま放置する家が急速にふえていくと思われ、防犯、防災、景観の悪化など、まち自体が寂れてくることが予想されます。そこで各自治会の協力のもと、近い将来空き家になるであろう家がどれくらいになるか、また相続人は誰かなど、本市としては把握していく必要があると思います。今後どのような対策を考えているかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 空き家問題は全国的な問題でございまして、個人の財産にかかわる問題でもあり、地権に公権力がどのようにかかわれるか、大変解決が難しい問題だと考えております。しかし、容易でなくても手がけていかなければならない問題だというふうに思っております。御質問いただきありがとうございます。

それでは、和田議員の御質問にお答えいたします。

平成25年住宅土地統計調査によりますと、全国の空き家の総数はこの20年で1.8倍に増加しており、今後も増加する見込みでございます。特に適切な管理がされてないまま放置され、安全性の低下、衛生面や景観の悪化などで地域住民の生活環境に悪影響を与えている事例は全国的にも大きな問題となっており、本市におきましても、この問題に直面しているところでございます。

適切な管理がされない空き家の対策と、活用を促進するため、本市では昨年度策定した空家等対策計画に基づき、今年度は空き家の全件調査を行っているところでございます。結果はデータベース化し、次年度には倒壊等の恐れのある危険な空き家について、特定空家等の認定を行う予定としております。特定空家等に認定された建物所有者へは、指導、助言、勧告といった行政指導を行い、改善が見られなければ命令としての不利益処分や、場合によっては行政代執行といった強制的な処置をとらざるを得ない事態も想定されます。また、その他の空き家に関しましても、特定空家等にならないよう適切な管理の実施について、周知、啓発を行ってまいります。

空き家の問題は、少子化や高齢化の進展に伴う人口減少や、都市部への人口流出などにより地域における住宅の必要数が減ってきていることが最大の要因でございます。また、相続がうまくいっていない、家を手放そうにも立地条件が悪く買い手がみつからないなどの要因も影響を及ぼしているようです。議員も御指摘のとおり、子供が市外に居を構え、相続しても住まずに空き家の状態が続くと、防犯、防災、衛生面など地域の生活環境への影響も少なくなく、まちづくりを進めていく上でも大きな課題となります。このようなことから、県内の各市町においては、補助金等により空き家の利活用や、解体を促進するなど、少しでも空き家を減らすため財政的な支援措置を行っている例があります。本市におきましても、他市町の事例も参考にしながら、どのような支援が有効であるか検証した上

で取り組んでまいりたいと考えております。

土地や家屋は思い入れの詰まった大切な財産です。先祖代々受け継いでこられたものかもしれません。現在は、思いと社会環境の方向性が必ずしも一致しなくなる。その転換点であろうと思います。相続された家に次の世代が住むといった新陳代謝が円滑に行われることが理想の形と思いますが、人口減少社会において相続しても住まない家であれば、新たに別の方が住むことができるような、社会的風潮ができていくことも大切であろうと思います。

以上で、和田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 和田議員。

○6番（和田芳弘） ありがとうございます。

それでは、2件ほどお尋ねします。

平成25年度に空き家が2,540軒とありますが、現在はまだふえていると思われま。空き家の固定資産税は100%納税されてますか。

それと、もう一つ。相続人ははっきりしてるんでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市民税務課長。

○市民税務課長（池田宗吾） それでは、私のほうから先ほど和田議員の御質問にございます、空き家として放置されている場合でございますも、家屋としての要件を満たしておれば賦課いたしますし、納税義務者納付書の送付先がはっきりしており、そこに納付書が届いているのであれば納付がなされるものと考えております。しかしながら、所有者が亡くなられて空き家となった場合、賦課期日である1月1日までに登記が完了された方には、その方に納付書を送付することとなりますけれども、さまざまな事情で所有権移転がなされなかった場合には相続人が納税義務を負うこととなります。その場合には、相続人から提出される、相続人代表者指定届により指定し、納付書を送付しているところでございます。また、提出がなされない場合は、市のほうで地方税法第9条の2第2項の規定によりまして、指定しておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 和田議員。

○6番（和田芳弘） 先ほど説明したように、これから団塊の世代が、もう10年、15年たってまだまだ空き家がふえると思います。今のうちから、そういう家の相続人なりをちゃんと把握しておかねば大変な事態になると思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広和基です。昨日から引き続いての一般質問ですが、皆様大変お疲れさまです。やっとならラストバッターに回ってまいりました。

きのうは大竹新公会の鈴木誠也、若き4番寺岡さんのソロホームランで先制しました。先ほどは、北地さんのクリーンヒット、和田さんの送りバントが内野安打でノーアウト1

塁2塁です。大竹新公会は右打者ばかりですが、ラストの私も次回の上位陣につなげるよう最低でもランナーを進めるバッティングでチームに貢献したいと思います。ジョークはさておき質問に入らせていただきます。

昨年の3月、初めてこの場に立たさせていただいたとき、過去70年の地方自治の歴史の中で500回を超える地方自治法改正のうち、最近の20年間で改正回数が300回を超えているお話をさせていただきました。その中で、地方自治法改正に伴う、最近10年間ぐらいのさまざまな変革のうち、公会計制度、人事評価制度、コンピューターシステムなどのICT関連を中心に質問させていただいております。

このたびは少し視点を変えさせていただきます。地方自治法は行政システムだけでなく、地方議会に関しての法改正もごございます。その中で、議会制度の併用について伺います。議会制度に関係する地方自治法改正は、特にこの平成二十二、三年度以降急増しております。ことし6月まで改正が繰り返されております。そのような中、児玉議長の肝いりで発足し、副議長を座長に2年間取り組まさせていただきました議会改革調査会での取り組み内容に関しての質問です。

議会改革調査会のテーマの1つ、議会基本条例制定の取り組みが行政側にとって、どのような意味を持つのかお答え願いますか。と申しますのが、さまざまな文献、資料を学んできましたけども、こちらからの視点の表現をどこを探しても見出すことができませんでした。議会基本条例制定が2元代表制の一翼としてこれからの大竹市を担う行政システムに及ぼすであろう影響を御考察ください。その他にも、自治基本条例・行政基本条例・住民基本条例などの言葉も散見しますが、それらとの関連も御説明いただく中で多くの条例制定の本質を理解されておられます行政側の意見をいただけませんか。一般論としてでも結構ですが、現状の我が議会のありようを踏まえて、制定に向けた取り組みへ御指摘をいただければ、私の質問の意味がより増しますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問。同様に議会改革調査会のもう一つのテーマ、議会ICT化への取り組みについて、その手法の第一弾としてタブレットの導入についてもお考えを伺います。平成29年3月末、ことしですがセキュリティー強化が完了されたと伺っております。庁内のネットワークシステムの運用環境の中で、議会へのタブレット導入により、どのようなことが想定されますでしょうか。執行部サイドの業務における議会対応への文書配信業務、ペーパーレスへ向かうであろうことや、議会主導でのタブレットシステム導入が執行部側システムに及ぼすであろう影響、想定されるメリット・デメリットなどを含めて、どのように受けとめておられますでしょうか。

以上、簡単ではございますが、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議会と行政執行部、当然それぞれの役割は違うわけでございますが、最終的に目指す先は、私は同じところにあるものと考えております。それは、やはり市民の皆様の幸せのために、そしてよいまち大竹の実現のためにということだろうというふうに思います。今、この世の中の社会の仕組みの中で、一番大きな役割を持っている議会と

行政執行、この仕組みのあり方、役割のあり方について考察する機会を与えていただいたというふうに思います。大変ありがたく思っております。

それでは、末広議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、議会基本条例制定の取り組みについての御質問にお答えいたします。

議会基本条例とは議会をどのように運営していくのかといった理念、議会が果たすべき役割や責任、議員の行動規範などを定めたもので、平成18年に北海道栗山町が全国に先駆けて制定し、その後、全国の地方自治体で制定の動きが広がっているものと認識しております。

議会基本条例は各地方自治体の事情により、さまざまな目的を持って制定されるものと考えますが、一般的には条例において議会の役割や責任を明確にして、議会内での活発な議論を促し、また市民に対する説明責任を果たすことによって議会の機能をより高めていくために制定されるものと考えております。今、大竹市議会として議会基本条例の制定に向けて熱心に取り組まれていることにつきまして、敬意をあらわしたいと存じます。

現在、議会改革調査会において議会基本条例の案を作成され、議長からはこれから条例の運用の詳細を確認する逐条解説を作成する方向であると伺っております。議会基本条例については、議会が自立権を持って議論し、結論を出し、運用されていくことだと考えますが、何を目指したのかがわかりやすい議会基本条例を制定していただければというふうに考えております。また、これから議員提案により条例を制定されるものと理解しております。議員の皆様は全員が市民の代表であり、議員間での意見の調整など大変な作業だと思いますが、今後も議会からさまざまな条例や施策の提案がいただけるものと期待しております。いずれにせよ、条例を制定することではなく、条例を適切に運用し、議会の機能を高めていくことが目的でございます。この条例によって、実際に議会がよりよく変わったと、市民の皆様が実感できるようなものにしていただき、これからも議会と市長が互いの職責を果たしていくことが重要と考えております。

議会の基本理念を定めた、議会基本条例のほかにも、市政運営の基本理念や市民協働の基本原則などを定めた、いわゆるまちづくり基本条例や、自治基本条例を制定する地方自治体もふえております。本市におけるまちづくりの基本理念や、市民協働につきましては、我がまちプランで方向性を定め、市民自治によるまちづくりの実現に向け取り組んでいるところでございます。市民のお声を代弁される議員の皆様方が合議で物事を決めていかれる市議会が市民の代表であると思っております。まずは、本市における市民自治づくりの機運を高めていきながら、市民自治による仕組みを一層充実させていきたいと考えております。

次に、議員のタブレット導入についての御質問にお答えいたします。

まず、本市のパソコンなどのセキュリティー強靱化対策について御説明いたします。

国及び地方自治体のオンラインでマイナンバーを活用した情報連携が始まることから、個人情報保護等のため、職員が使用する業務用パソコンの情報セキュリティー対策の抜本的強化をこの3月末に完了したところでございます。これまでもインターネットが使用できるパソコンと、業務用のパソコンは分離していましたが、さらにUSBメモリーなどの

外部媒体の接続を制限するなどの対策をしております。また、庁内ネットワーク環境にデータを取り込む際には、事前に無害化処理を行い、パソコンの起動時にもパスワードと静脈認証を必要とするなどのセキュリティー対策を行っております。

さて、議会運営におけるタブレットの導入についてですが、本格導入に際しては執行部側もタブレットの使用を前提とする必要があると思います。議会資料の作成、提出及び説明、また情報の管理や共有の手法について議会と協議していく必要がございます。

タブレットを導入しますと、資料がデータ化されることによりペーパーレス化が図れ、資料を印刷する必要がなくなるほか、資料の修正などがあってもデータの差しかえを行うことで迅速な対応が期待できます。しかし、一方で新たにタブレットを導入する費用がかかるほか、改めて利用者に対して適切な情報管理と運用をしていくため、情報セキュリティーの徹底が必要と考えます。職員が使用するパソコンについて、現在は単体のタブレット導入は検討しておりません。しかし、今後訪れる業務用のパソコンの更新の際には議会などでの説明を想定しまして、分離してタブレットにもなるパソコンの導入を視野に入れるなど、対応を検討することは可能と考えております。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。質問の方向として、お答えにくい質問であったかもしれませんが、我々議員として今後の条例制定の最終段階に向けて勇気をいただいた気がいたします。

私もこの調査会に参加したことで、議会改革の周辺動向や先輩方の経緯を学ぶ中で描いたあるイメージがございます。地方自治というのは、予算権をエンジンとした市長が操縦される飛行機のような気がします。整備や給油、管制機能、機内クルーなどが職員の皆様です。乗客はもちろん市民です。議会は予算権もありませんし、クルーは議会事務局の皆様だけです。ロープで引かれて上空に飛び上がるグライダーのようなもののような気がします。今、議会基本条例の制定を行うことは、議会がみずからこのロープを外すことに近い気がします。議長の操縦を副操縦士である副議長が支えておられます。ロープに引かれ、後ろからしか見えなかった市行政の機体がグライダーとしてフリーになることで前後左右上下さまざまな角度で周りを見渡すこともでき、また市政・行政の機体を見ることもできます。しかしながら、市民からの意見という上昇気流をうまく捕まえないと下手すると失速、墜落もあり得る環境になるのだと思います。みずから自立の道を選ぶことで議会独自の政策立案機能や行政監視機能等、議会の機能強化も取り組まなければなりません。

この中で、グライダーに同乗いただいている議会事務局について伺います。

地方自治法138条に定める、議会事務局の担当事務は「議会に関する事務」と表現されております。この事務の内容ということになります。しかし、この「議会に関する事務」とは、議会運営事務と議会の庶務的な事務だと読み込めます。ということは、政策立案機能や行政の監視機能強化を支援する事務などは含まれないのだと感じます。議会事務局という部署の行政システムにおける位置づけの意味合い、まだまだ私も2年で明確に捕まえ切れておりません。その中で、クルーの一員としての議会事務局の皆さんと我々議員はこ

れから切磋琢磨して回らなきゃなりません。そういう中で、議会事務局の皆様に対して、この部署の特性や、また議会改革取り組みの背景の中で、どのようにかわりを持てることができるのか、それについて行政システムの全体像の中で、お教え願えればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 私見になるかもしれませんが、議会の主人公は市民を代表して合議により物事を決める議員の皆様方だと思います。円滑に協議が進み、ちゃんとした結論を出していく、また提案ができる、そのような力は本質的には議会側にあるということです。それをしっかりサポートする力、今までもそうでございますが、これはこれからの、議会事務局の職員といたしますか、議会事務局のチームとして必要な役割だと認識しております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 今回、今の御質問の件でございますが、議会事務局だけの問題ではないと考えております。市の職員全体のスキルアップ、政策立案機能の向上、それについて全体で考えていかなければならない今後の課題でもありますし、私どもが常に努力しているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。おかげさまで制定に向けての道筋や議会側があるべき姿勢について見出すことができました。ありがとうございます。

ICT関連につきましては、もう少し具体性が出てきた段階で改めてお伺いすることとして、きょうの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（児玉朋也） 日程第3、報告第7号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 報告第7号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は本市所有のごみ収集車による事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年8月21日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は5万9,400円で、債権者は広島県西部建設事務所であり、市の車両運行に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。



平成29年7月4日午前10時20分ごろ、ごみ収集車でごみ回収作業のため玖波6丁目10番地内の県道大竹湯来線の下り坂を走行していた際、激しい豪雨により道路上に多量の雨水が流れ出していたため後輪がスリップし、慌ててハンドルを切りました。このため、市ごみ収集車が対向車線にはみ出して、対向車線を走行中の車両と接触し、その後、車体のバランスを失って道路上に横転した際に、道路の塗装面の一部を損傷させたものであり、事故による損傷箇所につきまして、事故後に修繕を行ったところでございます。

なお、市ごみ収集車が対向車線を走行中の車両と接触した際、相手側の車両の運転者が負傷され、また相手側の車両についても損傷しており、現在、損害賠償等について協議を進めているところでございます。つきましては、この協議が整い、損害賠償額等が確定いたしましたら、改めて御提案させていただきたいと考えております。

本件につきましては、本市の安全運転管理が不十分だったことに起因して事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。今後は事故の未然防止のため、安全運転教育のさらなる徹底に努め、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第7号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第 4 号 平成28年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第54号 平成28年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第55号 平成28年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第4号平成28年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第6、議案第55号大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 吉岡和範 登壇〕

○上下水道局長（吉岡和範） 認第4号、議案第54号及び議案第55号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第4号、平成28年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等に努め、平成28年度も黒字決算とな

りました。

事業の概要でございます。初めに、給水状況でございますが、年間有収水量は958万8,452立方メートルで、前年度から6万742立方メートル減少いたしております。

次に、経理の状況でございます。初めに、収益的収支でございますが、収入総額が5億1,278万1,385円、支出総額は4億6,974万413円で、差し引き4,304万972円の純利益となりました。これによりまして、平成28年度末の未処理欠損金は4億480万9,471円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額が2億2,900万円、支出総額は5億1,042万2,268円で、差し引き2億8,142万2,268円の不足が生じておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23万8,402円、過年度分損益勘定留保資金2億1,197万7,326円、当年度分損益勘定留保資金6,920万6,540円で補填いたしました。

続きまして、議案第54号、平成28年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、剰余金の処分について御説明申し上げます。

平成28年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は6億5,579万3,890円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページ、剰余金処分計算書案のとおり処分することにつきまして地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、建設改良積立金に2,500万円を積み立て、平成26年度から適用されました改正地方公営企業法によります会計制度の見直しに伴い生じた剰余金の増加額5億9,789万8,127円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、平成27年度と比べまして、工場用の使用水量がふえたことにより、全体としては料金収入が増加したものの、料金収入の大半を占めます家事用につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少しております、あわせて料金収入も減少しております。こうした状況ではございますけれども、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、平成28年度も利益を計上することができました。

事業の概要でございます。給水状況でございますが、年間有収水量は330万2,897立方メートルで前年度と比べまして、1万598立方メートル増加しております。建設改良事業でございます。総額で1億2,300万9,675円を支出いたしました。主な事業は、西栄3丁目・南栄3丁目地内配水管改良工事2,088万1,800円、上下水道局庁舎空調設備更新工事1,833万4,080円、防鹿水源地運転監視データログ増設工事1,080万円などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額が5億2,868万5,418円、支出総額は4億7,326万8,674円で、差し引き5,541万6,744円の純利益となりました。これに平成27年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成28年度末の未処分利益剰余金は6億5,579万3,820円となります。資本的収支でございますが、収入総額3,859万7,337円、支出総額1億6,655万7,110円で、差し引き1億2,795万9,773円の不足が生じておりますが、当

年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額705万4,632円、過年度分損益勘定留保資金1億2,090万5,141円で補填いたしました。

続きまして、議案第55号、平成28年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、剰余金の処分について御説明申し上げます。平成28年度の公共下水道事業におきましては、年度末の未処分利益剰余金は10億8,910万909円となりました。この剰余金につきまして別冊の決算書82ページ、剰余金処分計算書案のとおり処分することについて地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち建設改良積立金に4,500万円を積み立て、会計制度の見直しに伴い生じた剰余金の増加額7億1,777万2,532円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等により、有収水量の減少で使用料収入が年々減少しております。下水処理場の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、平成28年度も利益を計上することができました。

事業の概要でございます。処理の状況でございますが、年間総処理水量は840万7,347立方メートル、うち汚水分の年間有収水量は295万9,357立方メートルでございます。前年度と比べますと、2万2,461立方メートルの減少となっております。建設改良事業でございますが、総額で5億8,509万8,472円を支出いたしました。主な事業といたしましては、平成27年度からの繰越事業のほか、大竹下水処理場3系最終沈殿池汚泥掻寄機改築更新工事が2,394万7,920円、防鹿地区管渠布設工事が2,084万5,080円などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額が9億5,564万9,775円、支出総額は8億6,463万5,393円で、差し引き9,101万4,382円の純利益となりました。これに平成27年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成28年度末の未処分利益剰余金は10億8,910万909円となります。資本的収支でございますが、収入総額が6億3,530万1,746円、支出総額は9億847万1,907円で、差し引き2億7,317万161円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,842万4,703円、過年度分損益勘定留保資金2億1,386万9,579円、当年度分損益勘定留保資金4,087万5,879円で補填いたしております。

以上で、認第4号、議案第54号及び議案第55号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは、監査委員を代表しまして、平成28年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付さ

れたものであり、平成29年6月20日から7月27日までの期間で行いました。

市長から提出されました3事業の決算書類が、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証票類の照合など、通常実施すべき審査手続によりまして審査を行いました。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書はそれぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿と照合、審査の結果、その計数は正確であり、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、審査結果の概要につきまして、お手元にございます決算審査意見書により御説明させていただきます。

公営企業会計である3つの会計につきましては、いずれも黒字決算となっております。

それでは、まず水道事業会計の経営内容を見てみますと、審査意見書の6ページになりますが、第5表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立方メートル当たり130円26銭で前年度に比べ58銭上がりましたが、給水原価は1立方メートル当たり133円76銭で前年度に比べ7円62銭下がっています。1立方メートル給水するごとに3円50銭の販売損を生じていますが、前年度と比較すると8円20銭少なくなっています。

次に、決算内容を見てみますと、審査資料の36、37ページですが、営業収益から営業費用を引いた営業収支は282万7,000円の損失でしたが、営業外収益から営業外費用を引いた営業外収支の利益5,252万1,000円を加えた経常収支では4,969万4,000円の利益となっております。これに特別利益から特別損失を引いた特別損益が572万3,000円を加えますと、当年度は5,541万7,000円の純利益となり、これを前年度と比較すると1,904万5,000円増加しています。この主な要因ですが、収益面で特別利益が前年度に比べ1,931万5,000円減少したものの、営業収益が775万1,000円、営業外収益が578万円増加したことに加え、費用面で営業費用が前年度に比べ2,027万5,000円、営業外費用が449万4,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

次に、工業用水道事業会計ですが、経営内容を見てみますと、意見書15ページの第12表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立方メートル当たり48円69銭で、前年度に比べ9銭上がりました。一方、給水原価は1立方メートル当たり44円38銭と、前年度と比べ69銭下がり、1立方メートル給水するごとに4円31銭の販売益となっております。前年度は3円53銭の販売益でしたので78銭多くなっています。

次に、決算内容を見てみますと、審査資料の36、37ページの下表ですが、営業収益から営業費用を引いた営業収支は8,761万9,000円の利益でしたが、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外収支損失4,501万6,000円を差し引くと、経常収支では4,260万3,000円の利益となっております。これに特別損益43万8,000円を加えますと、当年度は4,304万1,000円の純利益となりました。前年度と比較すると591万3,000円の増加となっております。この主な要因ですが、営業収益、営業外収益とも前年度に比べて少し減少したものの、費用面で営業外費用の支払い利息が1,248万8,000円減少したことによるものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計でございます。経営内容を見てみますと、意見書24ページの第19表のとおり、処理単価は1立方メートル当たり85円9銭で、前年度に比べ40銭

下がりました。一方、処理原価も1立方メートル当たり75円38銭と前年度と比べ54銭下が
り、1立方メートル処理するごとに9円71銭の収益となっております。前年度と比較して
14銭ふえています。

次に、決算内容について見てみますと、審査資料の38、39ページですが、営業収益から
営業費用を引いた営業収支は1億1,667万3,000円の損失ですが、これに営業外収益から営
業外費用を引いた営業外収支利益2億132万1,000円を加えた経常収支は8,464万8,000円の
利益となっております。これに特別利益から特別損失を引いた特別損益636万6,000円を加
えると、当年度は9,101万4,000円の純利益となりました。前年度と比較すると3,654万
6,000円の増加となっております。この主な要因は、営業収益の一般会計負担金が前年度
に比べ1,714万9,000円増加し、費用面で営業外費用が971万3,000円、特別損失が2,879万
4,000円、それぞれ減少したことによるものです。

次に、建設投資の状況についてでございます。

水道事業における建設改良事業ですが、意見書10ページにありますように、西栄3丁
目・南栄3丁目地内配水管改良工事に2,088万2,000円、上下水道局庁舎空調設備更新工事
1,833万4,000円、防鹿水源地運転監視データログ増設工事1,080万円などで、総額1億
2,301万円となっております。前年度と比較して2,976万8,000円増加しています。

工業用水道事業における建設改良事業は、意見書19ページにありますように、岩国大竹
道路事業に伴う排水管撤去移設実施設計業務委託料321万8,000円です。

公共下水道事業では、意見書29ページにありますように、大竹下水処理場3系最終沈殿
池汚泥掻寄機改築更新工事2,394万8,000円、防鹿地区管渠布設工事2,084万5,000円など、
総額5億8,509万8,000円で、前年度と比較して3億4,147万2,000円増加しております。

以上が、大竹市水道事業会計及び大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事
業会計の審査概要でございます。

さて、政府が平成29年1月に発表した経済見通しの中で、平成28年度の経済動向につい
て我が国の経済はアベノミクスの取り組みのもと雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復
基調が続いている。ただし、国内経済について、個人消費や民間設備投資は所得、収益の
伸びと比べ、力強さを欠いた状況となっているとしています。このような状況の中、本市
の公営企業会計の平成28年度の決算につきましては、全て黒字決算となりました。

しかしながら、水道事業の課題として、総延長195キロメートルの水道管の老朽化の問
題があり、本年度は新たな指標として管路経年化率と管路更新率を意見書に掲載しました。

管路経年化率は法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標ですが、類似団体の平
均が10%以下なのに対し、本市は30%を超えて、平成28年度では37.49%で老朽化が相当
に進んでいます。これに対応して、管路更新率があり、更新した管路延長の割合を示す指
標ですが、類似団体の平均が平成27年度0.99%に対し、本市は0.2%と更新率でも低い状
況にあります。このため、有収率も77.5%とさらに悪化しています。大竹市水道ビジョン
に基づいて計画的な管路の更新を進める必要があると考えます。

そして、公共下水道事業会計においても、今年度新たな指標として、管渠老朽化率と管
渠改善率を掲載しました。本市の平成27年度の管渠老朽化率は0.76%で、類似団体の平均

の3%よりは低い値となっていますが、公共下水道事業会計の場合は設備の劣化が問題であり、下水道長寿命化計画に基づく中長期的な費用の抑制を図るための下水道処理場やポンプ場の施設の延命化と維持費の平準化や経費の削減を確実に実行していくことが重要であると考えます。

今後のより安全で安定した事業運営に当たりましては、このような課題をよく認識され、課題の解決に向けての長期的展望を持って一層の企業努力をされ、効率的な経営に取り組まれるよう、要望いたします。まことに簡単でございますが、決算審査の御報告といたします。

○議長（児玉朋也） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、認第4号から議案第55号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第14〔一括上程〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第49号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第51号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第14、議案第51号教育委員会委員の任命の同意についての8件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第49号から議案第51号までの8件につきまして一括して御説明申し上げます。

まず、諮問第1号から諮問第5号までにつきましては、いずれも人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。それでは、御説明申し上げます。

まず、諮問第1号は古原陽子氏でございます。古原氏は平成8年9月1日から現在まで人権擁護委員として活動されておられます。長きにわたり教育行政に携わってこられた一方で、地域自治会女性部の副部長としても御活躍され、経験が豊富で人望も厚く、地域の

実情にも大変精通しておられます。また、人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されており、これまでの経験とあわせて正義と使命感を持って積極的に活動されているところでございます。平成29年12月31日で現在の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第2号は弘兼秀子氏でございます。弘兼氏は平成17年10月1日から現在まで人権擁護委員として活躍されておられます。長きにわたり文化・教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、主任児童委員などを歴任し、地域の実情にも大変精通しておられます。また、更生保護や人権問題に係る団体にも所属され、市が進める文化活動の促進に対しましても専門的な知識を持ったボランティアとして、幅広い分野で御支援をいただいているところでございます。平成29年12月31日で現在の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第3号は正木静夫氏でございます。正木氏は平成23年10月1日から現在まで人権擁護委員として活動されておられます。長きにわたり教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、子供たちとのかかわりを含め、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに指導者として御活躍されておられます。また、平成22年からは大栗林自治会会長、栗谷地区連合会副会長としても御活躍され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。平成29年12月31日で現在の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第4号は山本竹生氏でございます。山本氏は長きにわたり教育行政に携わっておられ、経験が豊富であり、子供たちとのかかわりを含め、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに指導者として御活躍されておられます。また、平成25年12月からは、大竹地区保護司としても活躍され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。よって、山本氏は新たな人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第5号は片岡恵美子氏でございます。片岡氏は長きにわたり保育士及び一般行政職として本市行政に携わっておられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対してもよき理解者であります。また、人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されており、これまでの経験とあわせて正義と使命感を持って積極的な御活動を進められることと考えます。よって、片岡氏は新たな人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第49号、公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように公平委員会は地方公務員法により、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、伊藤文雄氏が平成29年10月25日をもって任期満了となりますので、その後任として西岡順子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。西岡氏は昭和57年4月に広島県公立学校教諭に採用され、大竹市立木野小学校教諭を初め、大竹市内の小学校教諭や廿日市市内の小学校教諭を歴任され、平成28年3月に退職されております。

退職後は平成28年4月から大竹市立大竹小学校非常勤講師として、その手腕を発揮されておられます。西岡氏は人格、見識ともすぐれ、公平委員会委員として適任であると考えますので、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第50号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、山本和彦氏が平成29年9月14日をもちまして任期満了となります。山本氏は平成17年9月15日から固定資産評価審査委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めますのでございます。

続きまして、議案第51号、教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、新矢佳弘氏が平成29年9月30日をもちまして、任期満了となります。新矢氏は平成25年10月1日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により市議会の同意を求めますのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第49号から議案第51号までの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本8件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに、御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、諮問第1号は、異議ない旨を答申することに決しました。  
諮問第2号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、諮問第2号は、異議ない旨を答申することに決しました。  
諮問第3号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、諮問第3号は、異議ない旨を答申することに決しました。  
諮問第4号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、諮問第4号は、異議ない旨を答申することに決しました。  
諮問第5号を採決いたします。  
本件は異議ない旨を答申することに、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、諮問第5号は、異議ない旨を答申することに決しました。  
続いて、議案第49号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第49号は、これを同意することに決しました。  
続いて、議案第50号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第50号は、これに同意することに決しました。  
続いて、議案第51号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第51号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16（一括議題）

議案第52号 大竹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第53号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第15、議案第52号大竹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について及び日程第16、議案第53号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） それでは、議案第52号及び議案第53号の2件につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第52号、大竹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでございます。

本議案はインターネット等を利用したオンラインによる申請・届出等の手続、いわゆる電子申請を可能にするために必要な基本的な条例の整備を行うものでございます。

市に対する申請・届出・その他手続については、市の条例規則等において、書面によることとされておりますが、電子申請における基本的な事項を規定する条例を制定することにより、各手続に係る個別条例を改正することなく、電子申請による手続を可能としようというものでございます。

今後、個人番号制度を利用した子育てワンストップサービスが開始されることとなっております。このサービスはマイナンバーカードを活用し、国が整備するインターネットのサイトであるマイナポータルから子育て関係の手続ができるというもので、本市の条例等に基づく手続で書面により行うことが定められたものをマイナポータルにおいて行うためには条例で定めておく必要があります。

条例の概要でございますが、条例等に基づく申請や届け出等の手続について、電子申請により行うことができるとする規定や、電子申請の場合の本人確認や押印、申請等の到達時期の取り扱いなど、電子申請における基本的な事項を定めるほか、電子申請により行うことができる手続の公表などを定めています。

最後に、附則でございますが、施行期日と大竹市行政手続条例の一部改正について定めております。施行期日については公布の日から施行することとしております。また、大竹市行政手続条例の一部改正につきましては、電子申請により行われた手続は書面等により行われたとみなすこととなりますが、行政手続条例第8条及び第33条の電子的な手続については、みなし規定が適用されませんので附則によりそれぞれ規定するものでございます。

続きまして、議案第53号、大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例の一部改正について説明申し上げます。

三倉岳県立自然公園のすぐれた自然の風景を保護しつつ、その利用の増進を図るために、

平成元年に設置した三倉岳県立自然公園休憩所は、平成18年度より地元住民・企業・市で構成された三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として指定し、運営管理を行っています。

条例改正の内容についてでございますが、1点目は第5条に規定しています、指定管理者の管理の期間を、現在の1年以内から3年以内とするものでございます。指定管理制度を導入後、1年ごとに指定を更新してまいりましたが、その間大きな問題もなく、適切な管理がされていることから、このたび期間を複数年にすることで計画性を持ったより安定的な管理を図るものでございます。

2点目は、第12条に規定しています、利用時間及び休日の改正でございます。このことにつきましては、施設の利用実態を鑑み、利用者の多い夏季と、少ない冬季、またそれ以外の時期の3つに分けて規定し、より効率的な管理・運営を図ろうとするものでございます。三倉岳県立自然公園は7月及び8月の日の入りが遅い夏季は休憩所の閉館以降も登山者やキャンプ場の利用者が多く、一方で1月及び2月の冬季は登山者やキャンプ場の利用者が少ないため、休憩所の利用者も少ない状況です。このことから、7月及び8月の夏季については、現行の午前9時から午後5時までの利用時間について日照時間を考慮し、夕方を1時間延長し午後6時までに変更するものでございます。なお、休日については、現在の毎週水曜日に変更はありません。一方、利用者の少ない1月及び2月の冬季は、利用時間を現行の午前9時から午後5時を午前10時から午後4時まで短縮し、休日を現行の水曜日に月曜日及び金曜日を加えようとするものでございます。なお、年末年始の12月28日から翌1月4日についても休日としています。

以上、議案第52号及び議案第53号の2件の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び議案第53号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第18（一括議題）

議案第56号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第17、議案第56号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び日程第18、議案第57号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第56号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び議案第57号、平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

まず、議案第56号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの、予算の補正は歳入歳出にそれぞれ7,165万3,000円を追加し、予算総額134億7,419万7,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第2号）の内容を順に御説明させていただきますが、説明の都合により、37ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、6,394万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を6,276万9,000円、戸籍総合システム改修経費として委託料を117万6,000円計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、224万3,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、スプリンクラーを設置する高齢者施設の事業所に交付する地域介護・福祉空間整備事業費補助金を213万6,000円、介護保険特別会計繰出金を10万7,000円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、医療機器など購入費の一部として、3次救急医療施設設備整備費補助金を381万5,000円計上するものでございます。

第9款消防費につきましては、岩国大竹道路事業に伴い解体する市営住宅御園3号アパートに設置している防災行政無線設備を移設するための移設検討業務委託料37万円、移設工事費128万円を計上するものでございます。

次に、36ページの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、地域介護・福祉空間整備事業に対する国庫補助金を213万6,000円増額するものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余金に係る繰越金として511万8,000円を計上しております。

第19款諸収入につきましては、6,439万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、防災行政無線移設補償費を163万円、防火水槽移設補償費を926万9,000円計上することに加え、平成11年度以来18年ぶりに、宮島競艇施行組合から配分金が出ることになりましたので、競艇事業収入を5,350万円計上するものでございます。

続きまして、34ページ第2表、債務負担行為の補正は、障害者台帳・障害福祉サービス管理システムに要する経費につきまして、平成30年度以降のシステム運用に備え、今年度に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為の設定をするものでございます。

以上が、議案第56号、平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第57号、平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,156万9,000円を追加し、予算総額を30億6,714万5,000円にするものでございます。内容といたしましては、歳出として介護予防普及啓発事業委託料を85万6,000円計上するものでございます。この財源として、歳入におきまして国庫補助金を21万4,000円、県補助金を10万7,000円、支払基金交付金を24万円、一般会計繰入金金を10万7,000円、介護給付費準備基金繰入金金を18万8,000円計上するものでございます。

また、概算交付されていた、国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を3,071万3,000円計上し、歳入として前年度繰越金を同額で計上するものでございます。

以上、議案第56号及び議案第57号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務文教委員会に、議案第57号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 平成29年陳情第2号 小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情

○議長（児玉朋也） 日程第19、平成29年陳情第2号小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成29年陳情第2号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第20 平成29年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について**

○議長（児玉朋也） 日程第20、平成29年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成29年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により9月13日から9月25日までの13日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月25日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、正副委員長互選のため、第1委員会室において基地周辺対策特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会を開会いたします。

委員各位にはお含みの上、御参集お願いいたします。

また、9月13日午前10時から総務文教委員会を、9月14日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月15日午前10時から議会運営委員会を開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集お願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月26日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集お願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時58分 散会

(29. 9. 12)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月12日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大竹市議会議員 大 井 渉